

Title	法と経済学の実証分析要論 (1) : 仮説としてのミクロ経済学とマクロ経済学
Sub Title	Introduction to empirical law and economics (1) : microeconomics and macroeconomics as hypotheses
Author	牧, 厚志(Maki, Atsushi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2024
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.67, No.4 (2024. 10) ,p.27- 50
JaLC DOI	
Abstract	社会科学の進歩は現実社会の変化に負っている。本論文では，「文化」の要素として「法」を明示化している。また，一般均衡理論を基礎にしながら，マクロ経済学の誕生を考察している。そして，さらに完全競争市場をひとつの特殊ケースとする不完全競争市場についても考察している。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20241000-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法と経済学の実証分析要論（1）

——仮説としてのミクロ経済学とマクロ経済学——

牧 厚 志

<要 約>

社会科学の進歩は現実社会の変化に負っている。本論文では、「文化」の要素として「法」を明示化している。また、一般均衡理論を基礎にしながら、マクロ経済学の誕生を考察している。そして、さらに完全競争市場をひとつの特殊ケースとする不完全競争市場についても考察している。

<キーワード>

法と経済学、実証分析、仮説としてのミクロ経済学とマクロ経済学、完全競争市場、不完全競争市場

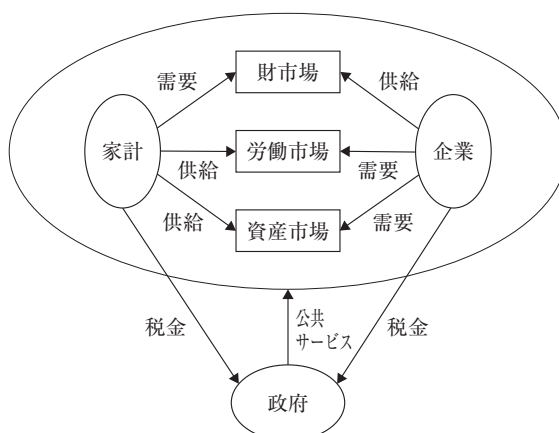
1. はじめに

社会科学の進歩は現実社会の変化に負っている。社会科学の一分野である経済学は18世紀に誕生した。経済学の祖はアダム・スミスで、その主著は1776年に出版された『国富論』であり、この学派は古典派といわれている。スミスの著作の基盤には封建社会から絶対王政を経て市民社会へとの変化がある。またイギリスで起こった経済学発祥には、18世紀イギリスにおける「産業革命」の影響と、またヨーロッパで誕生した「啓蒙思想」が大きな影響を持っている。

1870年代にイギリスのジェヴォンス、オーストリアのメンガー、フランスのワルラスがほぼ同時期に「限界効用」という概念に到達し、経済学に「限界革命」が起こった。限界革命による主要な分析方法是、数学の極大・極小概念と物理学の均衡概念である。この学派は新古典派ともいわれ、今日でも主流派経済学として重要な位置を占めている。限界革命以降の経済学は、一般均衡理論ともいわれる。

限界革命以降、現実社会においていくつか大きな変化があった。例を挙げると、1930年代の「大恐慌」、第1次・第2次世界大戦、1970年代の「オイルショック」、2008年の「リーマンショック」などである。日本では、特に、1989年にバブルがはじけた後、「失われた30年」とい

図 1 経済循環



う時期もあった。

現代の市民社会は市場経済システムを採用しているが、市場経済システムを図1によって概観する。経済主体は、家計、企業、政府の3つである。家計と企業をつなぐ市場は3つ存在する。¹⁾それらは、財市場、労働市場、資産市場である。家計は財市場で自分が必要とする財を企業から購入する。家計は財を購入するための原資を得るために労働市場で自分の労働サービスを提供し、その対価として雇用者所得を得る。また家計は、消費し残した資金を資産市場に供給し、利子・配当所得を得る。一方、企業は財を生産し、家計にそれを供給する。そして、企業はそれらの財を生産するために労働市場を通じて労働力を需要し、また資産市場から資金を調達することにより、生産に必要な資本設備を用意する。

また政府は家計と企業から税金を徴収することにより、市民社会に必要不可欠ではあるが民間企業では採算性を確保できない分野に支出する。たとえば、道路や港湾などのインフラ整備や公共サービスの提供である。また、政府は労働市場で労働力を需要し、また政府調達という形で、財市場を通じて、公共サービスや公共工事に必要な原材料などを調達する。

現代社会の経済行動を分析するためには、仮説あるいは理論が必要となる。経済分析に基本となる理論体系は、一般均衡理論である。そして一般均衡理論を構成する個別理論として、消費者行動理論（家計）、生産者行動理論（企業）、市場均衡理論、厚生経済学の基本定理を導く厚生経済学などがある。

そして現代経済学の基礎となるミクロ経済学は、均衡概念と限界原理がその基礎にある。限界革命は、古典派経済学と新古典派経済学を分ける分水嶺でもある。限界原理の導入により、古典派経済学では解決できなかった「水とダイヤモンドのパラドックス」が解明された。「水とダイヤモンドのパラドックス」とは、人々が生存していくうえで有用な水の市場価値は低い、人々

1) 財市場は、財・サービス市場あるいは商品市場ということもあるが、本論文では財市場で統一する。

の生存に直接的には役に立たないダイヤモンドの市場価値が高いのは何故かというものである。²⁾

本論文では、一般均衡理論に使われる均衡概念と限界原理に着目しながら、現実社会の変化を念頭におき、ミクロ経済学の基礎とマクロ経済学誕生の過程を考察する。さらに一般均衡理論の基礎である完全競争市場から逸脱した分野として、現実の経済社会に存在する不完全競争市場について言及し、経済学における法の役割を検討する。

第2節では、完全競争市場の諸仮定と完全競争市場に基礎をおく厚生経済学の基本定理を述べる。

第3節では、限界原理の具体的応用例を消費者行動理論と生産者行動理論によって説明する。そしてこの節で生産者の最適化行動を手掛かりにしながら法と経済学の橋渡しをする。

第4節では、第2節で述べる図2に記した現実の経済社会と一般均衡理論の間の乖離について検討する。そこでは、完全競争市場を基礎とする一般均衡理論体系に欠けている、「失業」、「不完全競争市場」、「市場の失敗」、「政府の失敗」、「金融危機・バブル」などについて概観する。そのうえで、「失業」を取り上げ、当時の一般均衡理論では現実への理論的対応ができず、そのために、現実を説明する理論として誕生したマクロ経済学の意義を述べる。

第5節では、第4節で取り上げなかったテーマで現実の経済社会に存在する「不完全競争市場」について、経済学の観点ばかりでなく、アメリカ合衆国の反トラスト法や日本の独占禁止法で配慮される「競争政策の必要性」を経済学と法学の視点から再検討する。そして誰がどのような観点から政策を決めるかという競争政策の問題点に言及する。さらに、法の役割を検討し、経済行動に係る公正を維持する方策を考察する。

第6節では、本論文の結論と、本論分以降で数回にわたり検討する事柄についての展望を行う。

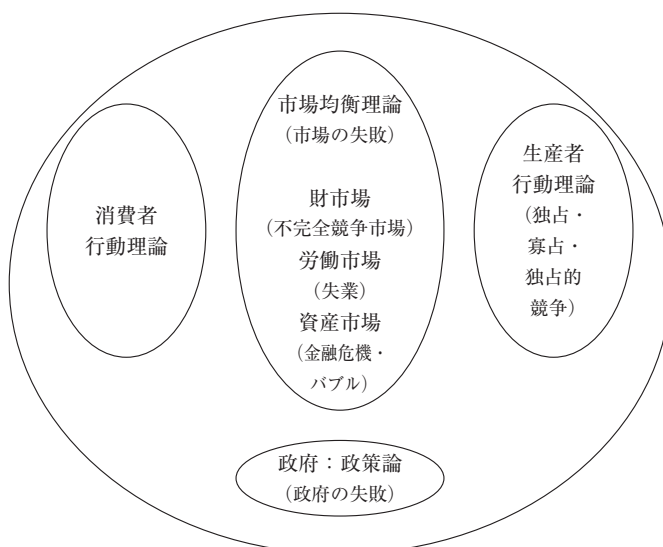
2. 一般均衡理論における完全競争市場の諸仮定と厚生経済学の基本定理

ここで図1の経済循環に対応する理論（仮説）を検討する。それが図2に示されている。それぞれの理論について述べると、家計に対応する消費者行動理論、企業に対応する生産者行動理論、3つの市場に対応する市場均衡理論、政府に対応する財政や金融に係る政策論である。

経済学は分析指向が強い。経済分析では、経済理論に基づいた数学モデルを作り、モデルから得られる定性的な特徴を定理として導出する。完全競争市場とそこから演繹された厚生経済学の基本定理は、パレート効率性基準に基づいた経済社会のひとつの理想型を描写する。このパレート効率性を基準にして、現実の経済が完全競争市場からどれくらいの乖離幅を持っているのかを、定性的にも定量的にも、比較することが可能になる。経済分析には二つの方法があり、ひとつは定性的な理論分析（あるいは規範分析ともいう）で、もうひとつは定量的な実証分析である。理論分析も実証分析もともに現実の経済問題が分析の基礎にあり、実証分析は仮定から導かれた定理の現実妥当性を検証し、そして実証分析の成果は、政策に応用できる可能性を持っているといわ

2) 「水とダイヤモンドのパラドックス」については、本論文の第3節でその解答を得る。

図2 図1の経済循環に対応する理論



(注1) 一般均衡理論の基本的な仮定は完全競争市場である。完全競争の仮定では、個々の家計や企業はそれぞれ価格受容者 (price taker) として行動する。

(注2) 図中のカッコは、現実の経済社会と理論の間のギャップ、あるいは一般均衡理論に欠けている点、説明が不十分な点などを表す。

れる。

2.1 完全競争市場の諸仮定³⁾

完全競争市場の仮定は、(1)需要者と供給者は小規模で多数存在し、一個人では市場価格への影響力はない、(2)市場で交換される財は同質である、(3)財に関する完全な情報が需要者と供給者の間に行き渡っている、(4)潜在的な市場参加者と既存の参加者に対して、市場への自由な参入と退出が認められる。そして市場価格は、需要者と供給者の間で価格をめぐる競争を通じて決定される、というものである。⁴⁾

今、一般均衡理論の先駆者たちが現実と(完全)競争概念をどのように対応させていたかについて、Schumpeter (1954) により検討するが、競争に対する見解は、経済学者によっても幅がある。

3) 財市場には多数の財に対してそれぞれ個別の市場がある。労働市場に関しても多数の特性に分かれた個別市場がある。同様に資産市場についても、多数の資産に関する個別市場がある。

4) 産業組織論や独占禁止法の法的接近の際には「純粋競争」という概念が登場することもある。純粋競争の仮定は、(1)需要者と供給者は多数存在し、(2)市場で交換される財は同質である、(3)潜在的市場参加者と既存参加者に対して、市場への自由な参入と退出が認められる、(4)個々の個人は市場価格への影響力はない、(5)結託は存在しない、などである。純粋競争の仮定に(a)需要者と供給者の間に財に関する完全な情報が行き渡っている状態、(b)生産要素の即時移動性を加えると、完全競争市場の仮定と一致する (Singer (1968) 参照)。実証分析では「多数」、「同質」、「影響しない」、「存在しない」など定性的表現の具体的対応について検討する余地がある。

たとえば、次のとおりである。

- (1) ワルラスやオーストリア学派は、現実のビジネスの大部分をカバーする、
- (2) マーシャルやウィクセルは、現実には競争の図式からの乖離もしばしばみられるが、その乖離は認識され注意が払われる、
- (3) クラークは、競争は正常である「べく」かつ適切な政策によってある「べく」また可能であるべきである、
- (4) カッセルは、現実の制度は部分的には非競争的なものであるとしても、全体としては競争⁵⁾的である（Schumpeter（1954）972ページ）。

2.2 一般均衡理論に使われるワルラス市場の均衡への収束過程

よく経済学では「一物一価」という。あらゆる財の価格は、均衡価格として一物一価であるというものである。しかし、この表現には注意を要する。一般均衡理論ではワルラス市場における均衡を仮定し、そのようなワルラス市場においては一物一価が成り立つのである。仮説として想定するワルラス市場では、多数の需要者と供給者が一堂に会し、その場には（auctioneer という）競売人がいて価格決定の差配をする。初めに競売人は市場参加者にある価格を提示する。その価格で当該商品を購入したい需要者と販売したい供給者が、それぞれの需要スケジュールと供給スケジュールにしたがって、個人需要量と個人供給量⁶⁾を提示する。そこで競売人は個人需要量と個人供給量を合計し、市場需要量と市場供給量を計算する。もし市場需要量のほうが市場供給量より多ければ（超過需要の状態）競売人は提示する価格を引き上げ、逆に超過供給であれば提示する価格を引き下げる。競売人は、提示する価格の変更を市場需要量と市場供給量が等しくなるまで行う。ワルラス市場では需給が一致するまで商品の取引は行わない。そして最終的には需要と供給が一致した市場価格で取引が行われる。したがってワルラス市場では必然的に一物一価になる。しかし現実の取引はワルラス市場とは異なる。

このようにして完全競争市場均衡モデルでは、市場需要関数と市場供給関数の交点で価格と数量の均衡点が決定される。

5) 原文では、In fact, instantaneous abound of writers who considered competition as the normal case either in the sense that it covers most of contractual business practice (Walras, the Austrians); or in the sense that deviations from the competitive schema, though frequent, may be taken care of by occasional recognition (Marshall, Wicksell); or in the sense that competition 'ought' to be the normal case and 'should' and could be enforced by appropriate policies (Clark); or finally, in the sense that the actual system, however noncompetitive in parts, nevertheless works out, on the whole, as if it were competitive (Cassel).

6) 完全競争市場では、市場全体の取引量に比べて個々の取引量が比較的小さい多数の需要者と供給者が存在する。そのために完全競争市場では、個々の需要者と供給者双方ともに個人では市場価格に影響を及ぼせない価格受容者として行動する。そして財市場では、当該財の価格と数量に関する個別需要スケジュールは消費者の効用最大化行動から導出される。そこで、市場需要スケジュールは、各消費者の効用最大化行動から得られた個別需要の合計として導出される。一方、市場価格と取引数量に関する個別の供給スケジュールは、生産者の利潤最大化行動から導出される。市場供給スケジュールは、各生産者の利潤最大化行動に基づいて、個々の生産者が供給する個別供給量の合計として導出される。ワルラス均衡以外にもナッシュ均衡がよく知られている。ナッシュ均衡解の解法はワルラス均衡解の解法より複雑である（Aiyoshi, Maki and Okamoto（2011）参照）。

2.3 厚生経済学の基本定理とコースの定理

社会科学の一分野として経済学を考えた場合、一般均衡理論の役割は重要である。一般均衡理論は個人の経済行動から（市民）社会全体の経済厚生までを視野に入れた理論だからである。⁷⁾なお、パレート効率的とは、他人の効用を下げなければ自分の効用を上げることができない状態である。

そこで「厚生経済学の基本定理」と法と経済学に係る「コースの定理」を紹介する。経済学の目的は効率の追求といわれ、一般均衡理論では究極的に厚生経済学の2つの基本定理にたどり着く。以下の厚生経済学の第1基本定理と第2基本定理の説明は、神取（2014）に負っている。

厚生経済学の第1基本定理：完全競争市場均衡はつねにパレート効率的な資源配分を達成する。

厚生経済学の第2基本定理：所得再分配に関して、いかなるパレート効率的な資源配分も、税と補助金を使うことにより、完全競争市場を通じて、達成できる。

厚生経済学の基本定理は、効用関数や生産関数が一定の条件を満足していれば、完全競争市場を通じてパレート効率的な均衡が得られることを証明している（神取（2014）、奥野・鈴木（1985, 1988）参照）。厚生経済学の第2基本定理によれば、ミュルダールの価値前提のひとつである「平等原理（Egalitarian Principle）」の実現可能性も含まれる。

次に法との関連でコースの定理を紹介する。コースの定理の説明は常木（2015）に負っている。

コースの定理：社会のメンバーが(1)各人の法的権利を保障され、(2)自己利益を最大化できるような合理性を備えており、(3)取引費用をかけずに、あるべき社会状態について(4)自由に交渉を行うことができ、その結果として形成された(5)契約の履行について、社会がこれを有効に強制する仕組みを持っているならば、全員の合意に基づく均衡における資源配分は必ずパレート効率的になる。

このように経済学では、家計の効用最大化行動や企業の利潤最大化行動が完全競争市場を通じて社会の経済厚生を最大にすることを数学的に証明したのである。

3. 市場需要と市場供給のベースとなる個別需要と個別供給関数の導出

——限界原理による最適な消費者行動と生産者行動——

この節では限界原理に基づく消費者行動理論と生産者行動理論の概要を数学モデルによって説

7) 厳密に厚生経済学の基本定理の数学的証明がなされたのは1950年代に入ってからである。歴史的な経緯については、福岡（1979）参照。

明する。この詳細については、Maki（2011）を参照。

3.1 消費者行動理論

個人の効用関数は、

$$u = u(x_1, x_2, \dots, x_n)$$

と特定化される。ここで u は効用指標、 x_i は i 財の消費量である。予算制約は、

$$y = \sum_i p_i x_i$$

である。ここで、 y は所得と呼ばれる総支出、 p_i は i 財の価格である。消費者にとって、 y と p_i は所与である。効用最大化原理は、消費者が与えられた諸価格と予算制約条件の下で自分の効用を最大化するように行動すると仮定している。条件付き効用最大化行動の解法には、ラグランジュ乗数法が利用される。評価関数を、次のように特定化する。

$$V = u(x_1, x_2, \dots, x_n) + \lambda(y - \sum_i p_i x_i)$$

効用最大化のための1階の条件は、

$$\partial V / \partial x_i = \partial u / \partial x_i - \lambda p_i = 0 \quad (i = 1, 2, \dots, n) \quad (1)$$

$$\partial V / \partial \lambda = y - \sum_i p_i x_i = 0 \quad (2)$$

であり、(1)式は、

$$\lambda = (\partial u / \partial x_i) / p_i = (\partial u / \partial x_j) / p_j \quad (i \neq j) \quad (3)$$

となり、限界効用均等式とよばれる。効用指標最大化の1階の条件は、すべての財で限界効用と価格の比率が等しいことである。⁸⁾ また(2)式は予算制約である。

そして、マーシャル型需要関数は、所得と価格の関数として1階の条件を解き、

$$x_i = x_i(y, p_1, p_2, \dots, p_n)$$

となる。

8) この式が「水とダイヤモンドのパラドックス」を説明する式である。水は人間にとって有用なのに価格は安い。その一方でダイヤモンドは必ずしも有用ではないのに価格が高い。そこで水とダイヤモンドを交換する場合を考えよう。 i 財を水、 j 財をダイヤモンドとする。水は豊富に存在するからたとえ最終的な1単位が減少しても、水に対する損失感は少ない（限界効用は低い）。一方、ダイヤモンドは希少であるから、最終的な1単位が減少するとその損失感が高い（限界効用は高い）。したがって水とダイヤモンドを交換する場合、(3)式の関係である $\lambda = (\partial u / \partial x_i) / p_i = (\partial u / \partial x_j) / p_j$ から、水の価格は低く、ダイヤモンドの価格は高くなる。

3.2 生産者行動理論

生産者行動の基本的な関係式は投入と産出の関係を規定する生産関数である。そして費用関数は、基本的に生産水準が一定という条件の下における、費用最小化原理を適用して得られる。また、利潤は売上と費用の差として定義され、最適な産出量は、利潤関数に利潤最大化原理を適用して決定される。したがって、費用最小化は利潤最大化の必要条件である。

生産関数は、

$$q = f(x_1, x_2, \dots, x_m)$$

と記述される。ここで、 q は生産量、 $x_1, x_2, \dots, x_m$ は生産に必要な要素投入量である。そして費用の定義は、

$$C = \sum_i r_i x_i$$

である。ここで、 C は費用、 r_i は i 要素投入量の単位価格である。

費用最小化原理によれば、生産者は、要素投入価格が所与と生産水準が一定という条件の下で、費用を最小化するように要素投入量の組み合わせを選択する。そこで要素投入の最適量を得るために、ラグランジュ乗数法を利用する。評価関数は、

$$V = \sum_i r_i x_i + \lambda (q^0 - f(x_1, x_2, \dots, x_m))$$

である。費用最小化の1階の条件は、

$$\partial V / \partial x_i = r_i - \lambda \partial f / \partial x_i = 0 \quad (i = 1, 2, \dots, m) \quad (4)$$

$$\partial V / \partial \lambda = q^0 - f(x_1, x_2, \dots, x_m) = 0 \quad (5)$$

となり、(4)式から、次の式が得られる。

$$1/\lambda = (\partial f / \partial x_i) / r_i \quad (i = 1, 2, \dots, m) \quad (6)$$

これは、限界生産物均等の法則（または最小費用ルール）とよばれる。(6)式と(5)式を利用すると、要素需要関数が、

$$x_i = g(r_1, r_2, \dots, r_m | q^0)$$

となる。ここで、 q^0 はパラメーターである。この式の x_i を費用の定義式に代入すると、費用関数が生産量一定 (q^0) の条件における要素価格 $r_1, r_2, \dots, r_m$ の関数として得られる。

$$C = \sum_i r_i x_i = h(r_1, r_2, \dots, r_m | q^0)$$

そこで最小費用ルールを維持しながら生産レベルを変動させると、費用関数は以下のようなになる。

$$C = H(r_1, r_2, \dots, r_m, q)$$

これが、要素投入価格と生産量を変数とする費用関数である。

最後に、利潤最大化原理を適用することで、生産者の最適生産水準が決定される。利潤関数は、

$$\pi = pq - C(q)$$

である。ここで、 π は利潤、 p は市場価格である。両辺を q で微分し、 $d\pi/dq$ を0とすると、

$$d\pi/dq = p + q(dp/dq) - dC/dq = 0 \quad (7)$$

が得られる。ここで最大利潤となる最適生産水準 q が決定される。この式は、限界収入=限界費用 ($MR = MC$) 条件とよばれる。つまり、 $MR = p(1 + (q/p) dp/dq) = dC/dq = MC$ である。そして dp/dq が0の場合には、当該市場は完全競争市場となり、その均衡条件は、市場価格=限界費用 ($p = MC$) となる。

(7)式は個々の企業に関する利潤最大化の式であるが、個々の企業が属する市場条件 $Q = \sum_i q_i$ を考慮すると、別の形式に変形された式が得られる。ただし Q は市場の需給均衡量である。(7)式から

$$\begin{aligned} d\pi/dq &= p + q(dp/dq) - dC/dq \\ &= p + (dp/dQ)(Q/p)(dQ/dq)(q/Q) - dC/dq \\ &= p + (d\log p/d\log Q)(d\log Q/d\log q) - dC/dq = 0 \end{aligned} \quad (8)$$

となる。(8)式の $(d\log p/d\log Q)$ と $(d\log Q/d\log q)$ は、それぞれ、市場需要の価格弾力性の逆数(価格伸縮性)と当該企業の市場に及ぼす推測変動の弾力性である。推測変動の弾力性は当該企業が供給量を1%増加させたことによる産業全体の供給量の変化率である。

一般均衡理論では完全競争市場を中心に議論を進める。一方、産業組織論では不完全競争市場を前提にして議論を進める。あたかも完全競争市場と不完全競争市場が別個に存在するように見えるが、市場評価の観点からは不完全競争市場のひとつの特殊ケースとして完全競争市場が存在する。不完全競争市場と完全競争市場の差は、(8)式において、完全競争市場では個々の企業の推測変動について、

$$d\log Q/d\log q_i = 0 \quad (i = 1, \dots, n)$$

また、この式を変形して、

$$\begin{aligned} d\log Q/d\log q_i &= (dQ/dq_i)(q_i/Q) \\ &= (dQ/dq_i) \text{ (i 企業のマーケットシェア)} \end{aligned}$$

が不完全競争市場となる。⁹⁾ この式によって独占の度合いを示すいくつかの指数(たとえばハーフィンダール指数)に現れるマーケットシェアと結びつく。

9) (8)式には添え字 i を除いているが、(9)式では明示的に i を入れた。これ以下の議論については、第5節で再検討する。

4. 現実の経済社会と一般均衡理論の間の乖離とマクロ経済学の誕生

論理的に矛盾のない数学モデルを提示することは、経済学者の仕事の一部ではあっても全体ではない。経験科学として経済学を見直すと、現実の経済社会を説明する経済モデルに含まれている諸仮定が現実を説明する仮定として十分であると考えることには無理がある。ミクロ経済学の教科書にも述べられる「不完全競争市場」、「市場の失敗」、「失業」、「政府の失敗」などは完全競争市場からの乖離として挙げられる具体的な例である。

また、現実の経済社会では、一般均衡理論が仮定する完全競争市場とは別の事実や理念が含まれる。現実の経済社会を、理想型である厚生経済学の基本定理が近似的にも成立する完全競争市場に近付けるために、別の理念も考慮しながら政策によって完全競争市場が実現することを検討する余地がある。経験科学では、現実が基礎的なデータであり、経済モデルが現実を過不足なく描写しているとは認識してしない¹⁰⁾。

図2において一般均衡理論の範疇から逸脱したいいくつかのテーマである失業、不完全競争市場、市場の失敗、政府の失敗、金融危機・バブルなどを提示した。この節ではこれらのテーマの中から失業を取り上げ、現実を説明するための理論としてマクロ経済学が誕生した経緯とその後の展開について考察する。

4.1 マクロ経済学の誕生——当時の一般均衡理論における労働市場の解釈とケインズ——

1930年代の欧米社会に起こった大恐慌にともなう大量の失業者発生は、世界史の中でも大きなでき事である。今から1世紀前に起こった大恐慌の経済的状況やそれが発生した原因については、内外で多くの研究がなされている。ここではその詳細には触れずに、失業や生産水準の変化に係るデータだけに着目する。

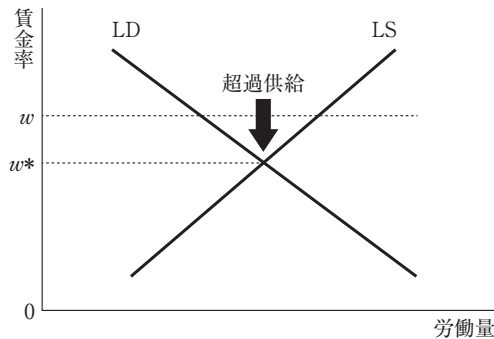
1929年10月にニューヨーク株式市場で「暗黒の木曜日」とよばれる株価の大暴落があった。アメリカ合衆国では1929年以前には失業率はほぼ5%であった。これは労働人口のうち20人に1人程度が失業者であったことを示す。失業率5%という数字は決して大きな数字ではなく、この中には現在より高い収入機会を得るために求職活動中の失業者（摩擦的失業者ということもある）なども含まれている。

新古典派経済学への不信感が1930年代に明確になった。欧米を中心に大量の失業者が発生したが、新古典派理論では、労働市場に失業が存在するのは市場賃金率が高すぎ、労働市場に超過供給が生じている場合である。これを図示すれば図3のようになる。

そこで市場賃金率が下がれば、失業は解消される。しかし当時の社会状況では、賃金はいくらでもよいから雇用されたいという失業者が多数存在した。このような現実に対して、新古典派の市場理論では失業に対する適切な政策提言を行うことができなかった¹¹⁾。

10) たとえばミュルダールの価値前提など。この点については本論文ではなく、別稿で考察する（Myrdal (1969) 参照）。

図3 当時の新古典派による失業に対する理解



ここでケインズ理論を3つの市場の均衡という視点から検討する。ケインズは当時の経済状況を、供給力は十分に存在するが、供給能力を十分に稼働させる需要が不足していると認識していた。ここで、均衡概念に焦点をあててマクロ経済学の発展を現代経済学の教科書で述べられた順序に従って検討する（特に Mankiw (2007) 参照）。4.2節では財市場だけに焦点をあてた2方程式モデルについて説明する。そして、4.3節は財市場と資産市場において国民所得と利子率を同時決定する IS-LM モデルについてである。最後に4.4節は財市場、資産市場、労働市場に係る同時均衡モデルである AD-AS モデルについての説明である。

4.2 財市場の均衡

クラインの2方程式モデル（Klein (1950) 参照）は、

$$C = C(Y)$$

$$Y = C + I$$

である。ただし、 C は消費、 Y は国民所得、 I は独立投資である。第1式は消費関数、第2式は国民所得の定義式、あるいは生産国民所得(Y)と支出国民所得($C + I$)の均衡式である。消費関数の具体形として線形の消費関数が特定化されるが、その根拠として Allen and Bowley (1935) による線形エンゲル関数の特定化が実証的な根拠として挙げられる。そこで第1式の消費関数は

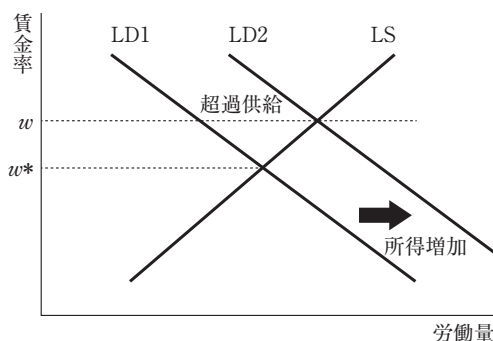
$$C = a + bY$$

と特定化される。ただし、 a と b は定数である。¹²⁾

このモデルは財市場の均衡に着目したモデルであるが、その特徴は、投資という政策変数を導

11) 幼少期に大恐慌の時代を実際に経験したアメリカ合衆国の著名なマクロ経済学者が1970年代の石油危機のインフレーションに係るマクロ経済理論の議論をしている際に、大恐慌時代の労働者の困窮は、インフレーションによる不況とは別の次元のものであったと指摘したと聞いたことがある。このようにアメリカ合衆国ではインフレーションよりデフレーションに対する危機感が強い。このような反応は、戦後のハイパーインフレーションを経験した日本やドイツとは違った感覚かもしれない。

図 4 所得増加にともなう労働需要曲線のシフト



入して政策により市場均衡が変化することを示したことと、投資乗数効果を紹介したことである。¹³⁾
 投資乗数効果について簡単に言及する。上述の式を操作し、 C を消去すると、

$$Y = (a + I) / (1 - b)$$

になる。したがって、 Y を I で微分すると、

$$dY/dI = 1 / (1 - b)$$

となる。一般的に消費関数における所得の係数 b は正で1より小さいから、限界消費性向は1より大きくなる。つまり独立投資を1単位増加すると国民所得は1単位ではなく $1/(1-b)$ 単位増加する。仮に限界消費性向が0.8であれば、国民所得は5単位増加する。

このモデルでは、投資 I は政策変数として政府の判断で動かせる。その意味で、マクロ経済学は政策指向が強いといわれる。今日でも基本的な財市場の均衡を念頭においた議論が少なくない。ただしこのモデルでの前提は、労働市場で大量の失業が発生しており、生産設備がフル稼働していないという条件である。そのために国民所得を増加させ、労働の需要曲線自体を右方にシフトさせ、図3に示した現行賃金率の下で労働市場の超過供給（失業）をなくし、労働市場の不均衡を是正するという発想である。これを図4に示した。

このモデルはアメリカ合衆国で行われたルーズヴェルト大統領による「ニューディール」政策の理論的バック・ボーンになった。具体的には、テネシー川流域開発公社（TVA）を設立し、公共投資による地域開発を促進して、失業者を救済しようとした。合衆国経済を政府の強力な権限で主導したのである。¹⁴⁾

12) エンゲル関数は食糧費と総支出額の関係で、アレンとボーレイは線形（1次式）で特定化し、回帰分析を行った。このような絶対所得が消費に関係するという「絶対所得仮説」は、1950年代の「消費関数論争」においてほぼ実証的に否定された。また、同次方程式推定分野では、ハーヴェルモア・バイアスという、同次方程式に回帰分析をすると偏った推定値しか得られないことが証明された。

13) ただし、独立投資には民間設備投資と公共投資が含まれるが、民間投資については、企業の将来を見据えた最適化行動から得られる。

4.3 IS-LM 分析

IS-LM モデルでは、政府が行う財政政策と中央銀行が行う金融政策が視覚的に分離される。IS-LM 分析では、IS 曲線のシフトによる財政政策と LM 曲線のシフトによる金融政策均衡が描写できるのである。このモデルは財市場と資産市場の同時均衡モデルであり、財市場の国民所得と資産市場における利子率を同時決定する。ただし、労働市場の均衡についてはオープンにしている。IS-LM モデルは、IS 曲線と LM 曲線それぞれに分離され、

IS 曲線

$$\begin{aligned}C &= C(Y - T) \\I &= I(r) \\Y &= C + I + G\end{aligned}$$

LM 曲線

$$M/P = M(r, Y)$$

である。ただし、 C は消費、 Y は国民所得、 I は民間設備投資、 r は金利、 G は政府支出、 M はマネーサプライ、 P は物価指数である。ここで線形の消費関数を特定化すると、

$$C = a + b(Y - T)$$

これを第3番目の方程式に代入し、 Y で整理すると、

$$Y = (a + G - bT + I(r)) / (1 - b)$$

となり、

$$dY/dr = dY/dI \cdot dI/dr$$

となる。ここで $dY/dI > 0$ 、 $dI/dr < 0$ より、 $dY/dr < 0$ となり、 $Y - r$ 平面において IS 曲線は右下りになる。また、LM 曲線については、均衡点の近傍で全微分して 0 とおくと、

$$dM = (\partial M/\partial r) dr + (\partial M/\partial Y) dY = 0$$

$(\partial M/\partial r) < 0$ 、 $(\partial M/\partial Y) > 0$ より

$$dY/dr = -(\partial M/\partial Y) / (\partial M/\partial r) > 0$$

となる。したがって、LM 曲線は右上りとなる。

14) TVA がどれくらい有効需要政策として効果があったのかという点について、大きな影響がなかったとする見解も存在する。そして、最終的な世界大恐慌からの脱出は第2次大戦によるという見解が一般的である。日本でも1950年の朝鮮戦争が、奇跡といわれた高度経済成長の原因のひとつになったといわれる。また、1935年にはワグナー法により、労働者の団結権と団体交渉権が確立され、労働者の権利を保護する法律が制定され、その後1947年のタフト・ハートレイ法によって改訂された。

4.4 AD-AS 分析

最後に残された労働市場も含めた3市場の同時均衡モデルがAD-ASモデルである。労働市場には失業がつねに観察される。そして大恐慌時には労働者4人に1人が失業者という失業率25%という数字も示された。

AD-AS分析では労働市場に対して、フィリップス曲線を応用した「自然失業率」という仮説を¹⁵⁾導入した。

AD-ASモデルは、総需要曲線と総供給曲線に分解され、

総需要曲線

$$\begin{aligned}C &= C(Y - T) \\ I &= I(r, \pi) \\ Y &= C + I + G \\ Y &= C + S + T \\ M/P &= M(r, \pi^e, \pi, Y)\end{aligned}$$

総供給曲線

$$P = P(\pi^e, \pi, Y; u^N)$$

となる。ただし、 u^N は自然失業率で、 π^e は期待インフレ率、そして $\pi^e = \pi$ のときに労働市場において価格調整（賃金の調整）が終了したときの失業率が自然失業率である。

このようにして、一般均衡理論の弱点はケインズが組み立てたマクロ経済理論によって克服された。

5. 現実の経済社会に存在する完全競争市場に基礎づけられた一般均衡理論から逸脱する事実

前節では労働市場における失業を検討した。財市場や資産市場では市場需要と市場供給が一致した状態が均衡である。しかし労働市場では、企業の市場需要量と家計の市場供給量の差として失業が存在する。その状態では、労働需要と労働供給は一致しない。しかし自然失業という概念を追加して需要量と供給量を均衡させる。労働市場の均衡は、労働需要＝労働供給であるが、家計の潜在的供給は市場供給＋自然失業となる。このようにして労働市場も加えた一般均衡体系を

15) フィリップス曲線は、物価上昇率（元来は賃金上昇率）と失業率の間の関係を示した曲線で、両者は逆比例する関係として捉えられる。自然失業率と関連する概念には自然価格や自然利子率がある。そして自然価格は古典派経済学にも存在するが、限界概念に基づいた自然価格の定義とは趣を異にする。古典派の自然価格は、財の費用を基準にして、費用に一定の割合を掛けたものである。

自然価格＝費用×(1＋平均利潤率)

一方、新古典派の自然価格は平均概念ではなく限界原理に基づいており、完全競争市場における均衡価格である。また、自然利子率は、完全雇用均衡時の名目金利から物価上昇率を引いた実質金利である。

作り上げた。

本節は、完全競争市場から逸脱しているいくつかの要素の中から不完全競争市場を検討する。完全競争市場の条件は、上述の4つの条件であったが、その中で小規模多数の需要者と供給者があった。現実社会との対応では、多数の消費者（需要者）と多数の農家（供給者）というヨーロッパ農業社会の構図が念頭にあった。

しかし、社会が農業社会から産業革命を経て工業社会になると、市場の形態に変化が起こった。製造業では、初期には小規模な製造業者が多数存在しても、次々と製造業者が淘汰される市場がみられた。アメリカ合衆国においては、1863年創立の石油産業におけるスタンダード石油会社、1877年創立のベル電話会社、1878年にトーマス・エジソンが発明した電灯から出発したジェネラルエレクトリック社、1903年創業のフォード自動車会社などは、小規模な供給者から出発し、独占的な供給者になった代表例である。これらの企業は、当該産業で支配力を高めるという動機づけにより、当該市場において企業間競争を通じた排除や協調、合併などを繰り返しながら独占への経緯をたどった。ある特定の市場で独占力を行使できれば、完全競争市場均衡で得られる以上の超過利潤が得られる。このような社会状況の中で、完全競争市場を仮定した一般均衡理論と同時に独占に注目した独占理論が生まれた。そして、その発展として寡占市場理論も生まれた。¹⁶⁾

このようにして、ワルラス、メンガー、ジェヴォンスらの「限界革命」と前後して完全競争市場とは対極にある独占市場や寡占市場の理論分析も行われた。クールノーの分析やシュタッケルベルクの分析などがそれであった。寡占市場における企業間の反応関数などの導入により、先導者（leader）－追随者（follower）に係る寡占市場均衡の相違なども考察の対象となった。このように、経済学では、一方では完全競争市場、他方では独占市場や寡占市場を理論的に考察していたが、法律面から独占に対する接近があった。それは、「競争政策」という形で反トラスト法や独占禁止法制定の流れにもなった。

5.1 不完全競争市場

近代経済史に大きな貢献をしたクズネッツは、産業革命以降の「近代経済成長」の要因として、「工業化」、「都市化」、「技術革新」を挙げた（クズネッツ（1964）参照）。工業化と技術革新に支えられた現代社会において、市場は農業社会を念頭においた完全競争市場とは相容れない側面を持っている。製造業では、技術革新による生産性向上が不可欠であり、効率化によって単位当たり生産コストを下げた。産業革命以降の工業化社会では、資本力のある企業が大規模な設備投資をすることにより生産性の高い設備を用意することができた。そしてそれによって生産費を下げることに成功したのである。そして自企業が市場を支配できれば、完全競争市場では想定できない状況が生まれる。経済理論では完全競争市場均衡が $p = MC$ であるのに対し、不完全競争市場では $MR = MC$ が均衡条件となる。この条件により、不完全競争では完全競争市場より大きな利潤を得る。

16) Schumpeter (1954), クールノー (1838), チェンバリン (1933), ロビンソン (1933), シュタッケルベルク (1934) などを参照。

生産コストの引き下げに成功した企業はその産業で優越的な地位を占め、他の企業を排除し、必然的に寡占化、独占化の道を歩むことになる。そして研究開発のために超過利潤から研究資金を捻出することが可能になる。当然研究開発にはリスクがともない、失敗すればその費用は回収不可能となるが、技術進歩は生産性向上に寄与し、総体として社会全体の富を増加させた。

このような経済社会では、独占は必ずしも社会によって「悪」といえない。しかし社会通念として「独占は悪である」という理由は、ある産業が独占に至る過程にある。独占に至る過程で、競争企業を排除する際に不法行為や違法行為など「不当な取引制限」が行われた場合には悪となる。また、独占になった後、他の企業の参入を意識的に阻止する行為も悪となる。

現実存在するある産業において独占が悪かという判断に係る一律の基準はない。それぞれの事例に応じて、裁判所が判断する必要がある。まさにこの点が法と経済学の分野を生んだひとつの原因である（Singer（1968）参照）。

このようにして、「経済学の世界」と「法学の世界」が協調できる世界として、「法と経済学の世界」ができ上がる。そしてそこに社会に存在する「正義」や「公正」の概念が明示的に表れるのである。¹⁷⁾

5.2 不完全競争理論と独占禁止法の関係

現代社会は市民社会であり、資本主義社会といわれる。以前の社会は封建社会あるいは絶対王政の時代であり、重商主義やギルド制度が存在した社会であった。

現代社会では契約の自由と個人の価値観の多様性を認識している。したがって、倫理観の多様性から「正義」に対する概念も多様化している。正義に対する概念として「適法的正義」がある。特に競争と独占に関して、アメリカ合衆国では1890年制定のシャーマン法と1914年制定のクレイトン法などで知られる反トラスト法の成立があった。法律は倫理学と違い、拘束力がある。法に違反した場合には罰則が科せられる。

そこで、独占と反トラスト法を突破口として、経済学と法学の相似性と異質性を考察することができる。以下で反トラスト法の内容を村上（1991）にしたがって検討する。実体規定の対象となる法律の条文は、シャーマン法第1条（取引制限）、シャーマン法第2条（独占化）、クレイトン法第2条（価格差別）、クレイトン法第3条（抱き合わせ、排他条件付取引）、クレイトン法第7条（株式・資産取得）、連邦取引委員会法第5条（不公正な競争方法）などである。それぞれの条文を以下に並べる。

シャーマン法第1条（取引制限）：数州間若しくは外国との取引又は通商を制限するすべての契約、トラストその他の形態による結合又は共謀は、これを違法とする。（以下、略）

17) 経済学者は経済学の隣接分野として倫理学、道徳哲学、心理学などを例示する。しかし法学については、特に関連を述べるよりは「与件」として扱っている（ロビンズ（1935）参照）。

シャーマン法第2条（独占化）：数州間若しくは外国との取引又は通商のいかなる部分を独占し、独占を企図し、又は独占する目的をもって他の者と結合し又は共謀する者は、重罪を犯したものと（する。）（以下、略）

クレイトン法第2条（価格差別）：(a)(価格差別，抗弁) 通商に従事する者が，その通商の過程において，直接であると間接であるとを問わず，同等同種の異なる購入者間で価格の面で差別することは，かかる差別に係る購入の何らかの部分が通商に該当し，その商品が合衆国内，準州内，コロンビア特別区内，領有島嶼内，または合衆国の管轄下にあるその他の地区内で使用，消費又は再販売のために販売され，かつ，かかる差別の効果が一定の通商分野において競争を実質的に減殺することとなり，若しくは独占を形成するおそれがあり，又はかかる差別の利益を与えるもの若しくはこれを知りつつ受けるものとの，若しくはこれらのいずれかの者の顧客との競争を阻害し，破壊し若しくは妨害することとなる場合には，これを違法とする。ただし，この規定は当該商品が当該購入者に販売され，又は引き渡される場合の方法若しくは数量の差に基づく製造，販売，若しくは引き渡しのコストの差を単に正当に斟酌した差異を設けることを妨げるものではない。

なお，連邦取引委員会は，適正な調査及び利害関係人すべてに対する聴聞の後，特定の商品又は特定の種類の商品に関し，大量購入者が極めて少なく，そのため差異を設けることが通商のいずれかの分野において，不当に差別的であるか又は独占の促進になると思料する場合には，数量限度を設定し，かかる数量限度について所要の変更を行うことができる。この規定は，このように設定された数量限度を超える数量の差に基づく際を許容するものと解してはならない。

また，本項の規定は，通商において商品の販売に従事する者が自己の顧客を選択することについては，それが善意による取引であり，かつ，取引制限をもたらさない限り，これを妨げるものではない。さらに，本項の規定は，腐敗しやすい商品で現に品質が低下し，又は品質の低下が切迫している場合，季節商品で時季外れになっている場合，裁判所の命令による強制競売又は当該商品の事業中止に伴う善意の販売等当該商品の市場又は売れ行きにも影響を及ぼす事情変化に対応して，適宜かかる商品の価格を変更することを妨げるものではない。（以下，略）

クレイトン法第3条（抱き合わせと排他条件付取引）：通商に従事する者が，その通商の過程において，合衆国内，準州内，コロンビア特別区内，領有島嶼内，又は合衆国の管轄下にあるその他の地区内で使用，消費又は再販売のために，特許権を得ていると否にかかわらず，商品，機械，部品その他の物品を賃貸し，販売し，若しくは販売契約を行う場合において，またはその商品の価格を定め，かかる価格を割引，若しくはリベートを与える際に，その賃借者または購入者と，賃貸者又は販売者の競争者の物品の使用または取り扱いを行わない旨の条件付け，取り決め又は了解をすることは，その効果が一定の通商分野において競争を実

質的に減殺することとなり、または独占を形成する恐れがあるときには、これを違法とする。

クレイトン法第7条（株式・資産取得）：①（企業による他の企業の株式又は資産の取得）通商における若しくは通商に影響を及ぼす活動に従事する者が、直接若しくは間接に、同じく通商における若しくは通商に影響を及ぼす活動に従事する者の株式その他の持ち分の全部若しくは一部を取得し、又は連邦取引委員会の管轄に属する会社が、同じく通商における若しくは通商に影響を及ぼす活動に従事する者の資産その他の持ち分の全部若しくは一部を取得する場合において、かかる取得の結果が国のいずれかの地域における通商における若しくは通商に影響を及ぼす活動のいずれかの分野において競争を実質的に減殺することとなり、又は独占を形成するおそれがあるときには、かかる取得をしてはならない。（以下、略）

連邦取引委員会法第5条（不公正な競争方法）：(a) (1) 通商における若しくは通商に影響を及ぼす不公正な競争方法、及び不公正な若しくはぎまんの行為又は慣行はこれを違法とする。

これらの条文を提示した理由は、これらの条文が、経済モデルとの関連では、モデルの内容となるからである。この点に関する更なる議論については、別稿に委ねる。

5.3 国の風土、時代の流れの中で変化する法律と解釈

法律体系は原則的に国内で適用されるものである。ここで日本の独占禁止法と米国の反トラスト法にみられる相違に関連して3つの事例について、判例に基づいた考察をする。ここで検討する事例は、「原告適格（牧（2022）3章，村上（1992）」、「損失保証・損失補填（牧（2022）10章）」、「よい談合，悪い談合（牧（2022）4章）」である。

原告適格性については、日本とアメリカにおいて範囲にその相違がある。損失保証・損失補填については、日本の証券取引法や金融商品取引法にはその規定があるが、アメリカの法律には存在しない。また、日本において、よい談合と悪い談合については時代とともにその考え方に変化があった。

(a) 原告適格について（牧（2022）3章，村上（1992））

鶴岡灯油事件において、灯油を購入した消費者が原告としての適格性を持つか否かという論点があった。被告側の上告受理申立理由の中では原告適格について、米国の連邦裁判所が1973年6月9日に「直接的購入者だけが損害賠償を請求できる」と判示した判例を挙げ、消費者は原告になれないとした。アメリカ合衆国では原告となれる資格を持つのは元売業者と直接的な取引をした石油卸業者に限られるという趣旨である。しかし最高裁判決では以下のように判示し、消費者の原告適格性を認めた。

判示

所論は、独占禁止法3条違反の行為（不当な取引制限）の被害者として不法行為による損害賠償を請求できるのは、不当な取引制限をした事業者の直接の相手方に限られるとし、不当な取引制限をした事業者であるとされる上告人らの直接の相手方ではない被上告人らは原告適格を欠くという。しかしながら、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては、訴訟物たる当該損害賠償請求権を有すると主張している者である限り原告適格に欠けるところではない（下線は著者）のであり、また、その者が主張する事実関係からは当該損害賠償請求権を有するものではないと解される場合であっても、その者の主張はその点において理由がないことになるために請求が棄却されるだけであって、その訴えが原告適格を欠き不適法とされるものではない。

本訴において、被上告人らは、上告人らの前記独占禁止法違反行為によって自己の権利を侵害され損害を被ったことを主張していること、すなわち、本訴における訴訟物である同法違反行為に基づく損害賠償請求権を有することを主張しているものであることは明らかであるから、右に説示したところに照らし、本訴における原告適格に欠けるところはないものというべきである（下線は著者）。また、前記のような独占禁止法違反行為（不当な取引制限）を責任原因とする不法行為訴訟においては、その損害賠償請求をすることができる者を不当な取引制限をした事業者の直接の取引の相手方に限定して解釈すべき根拠はなく、一般の例と同様、同法違反行為と損害との間に相当因果関係の存在が肯定できる限り、事業者の直接の取引の相手方であると、直接の相手方と更に取引した者等の間接的な取引の相手方であることを問わず、損害賠償を請求することができるものというべきであるから、本訴における被上告人らの主張をもって、それ自体理由がないものということもできない。したがって、右と同旨に帰する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない（民集43巻11号、1263頁）。

一方、アメリカ合衆国では原告適格について別の見解である。村上（1992）によれば、「クレイトン法4条は独占禁止法違反により損害賠償を受けたあらゆるものに対して損害賠償請求権を認めている。これに対して、原告適格とは、クレイトン法4条の広い分離を狭めるため裁判所が判例法によって発展させてきた概念・要件である。原告適格については、従来判例法上様々な基準が用いられてきたが、1968年以降ハノーバー・シュール事件最高裁判決（1968年）、イリノイ・ブリック事件最高裁判決（1972年）とによって、違反行為者からの直接購買者は損害賠償請求の原告適格を有するが、間接購入者には原告適格がないとする判例法が発展してきた。」（103ページ）。そして、「判例はこのような結論を導く論拠として、転嫁の理論を認めると、①その証明の困難さのため裁判所が過剰な負担を背負うこと、②被告が重複して責任を負う危険があること」（104ページ）を挙げている。また「最新のカンザス州・ミズリー州事件最高裁判決（1990年）でも、原告適格を直接購入者にのみ認める判例法が支持されている。」（104ページ）。

(b) 損失保証・損失補填について (牧 (2022) 10章)

バブルがはじけた後、損失保証・損失補填事件が起こった。リスクとリターンに関するポートフォリオ理論では、損失保証・損失補填は経済合理性に基づく経済理論に反する行動である。経済学の常識では、ゼロ・リスク、ハイ・リターンの契約は非常識かつ不正 (unfair) である。そこで問題となるのが契約自由の原則と市場との関連である。

金融経済学ではゼロリスク・ハイリターンである金融商品は理論的に存在しないとするが、一方で投資家と証券会社の間では損失保証・損失補填に係る契約が結ばれていた。そのために裁判になった。民法には契約自由の原則がうたわれており、個人間の契約はどのようにしても守られなければならないとされる。そこで、損失保証・損失補填に係る契約の有効性が裁判の対象になったのである。

アメリカ合衆国の法制度に注目し、アメリカ合衆国の独占禁止法に関するケースブックの中から金融に関するケースをみると、market manipulation (市場操作), insider trading (内部取引), corporate misstatements (虚偽記載) についての記述はあるが、損失保証や損失補填に関するケースや条文は見当たらない (Gavil, Kovacic, Baker and Wright (2017) 参照)。アメリカ合衆国では金融市場における損失保証・損失補填に関する法律上の条文がないが、これは損失保証・損失補填が合法であるということではなく、法律で規制するまでもなく非常識であるということを示しているのである。

(c) よい談合、悪い談合について (牧 (2022) 4章)

経済学の中で特に中小企業論のテーマとして「よい談合と悪い談合」の議論があった。中小企業論では日本経済の特質として談合は必要悪であるといわれてきたことを挙げる。その主張によると、ある市場において大企業と中小企業が混在し相互に競争しなければならない場合、資本や技術力の差によって大企業が競争上有利な立場に立ち、中小企業はその業績を圧迫されることになる。それにともない大企業と中小企業の雇用者間の賃金格差が生じることになる。中小企業と中小企業の従業員を保護するために、市場に混在する大企業と中小企業の棲み分けを必要とし、そのひとつの手段として談合が存在する。談合は市場における大企業と中小企業の間の利益や所得の再配分機能を持っているのである。この論理は中小企業比率の高い産業において、特に日本経済の高度成長期には、一定の説得力を持っていた。しかし、以下に述べる判示1と判示2ではこの見解を否定している。

判示 1

国又は地方公共団体における売買その他の契約には、大別して、国民の経済的利益ないしは負担、行政の目的達成の利益ないしは負担 (結局はこれを通じた国民の利益ないしは負担) 及び中小企業を含む事業関係者の利益ないしは負担の三つがかかわっている (下線は著者)。したがって、これらの利益が対立する場合において、競争制限の罪の違法性等を判断するにあたっては、法令が認めている価値を中心とした法全体の趣旨によりそれらの利益等の優劣

を判断してこれを行わなければならない。

独占禁止法は、事業活動の不当な拘束を排除することにより公正かつ自由な競争を促進することに法的な価値を認め、これを通じて右の三つの利益を守ることとしているが、本件のように事業関係者全員が談合に加わっている場合には、これを規制することによって主として国民の経済的利益を守るという役割を果たすことになる。また、会計法、地方自治法等は、契約の方法を規制し、競争による入札という方法に高い価値を与え、これによらない随意契約を厳格に制限しているが、本件のような場合には、独占禁止法と同様に、主として国民の経済的利益を守るという役割を果たすことになる。

他方、事業関係者の利益を守ることが主たる目的とする法令も存在する。所論が指摘する中小企業基本法もその一つであって、ここでは中小企業の成長発展等の目的を達成するため所定の事項について国は政策全般にわたり必要な施策を総合的に講じなければならないが、その事項には中小企業の取引条件に関する不利を是正するように過度の競争の防止を図ることが含まれること（三条）、地方公共団体は国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならないこと（四条）、国は中小企業者が自主的に事業活動を調整して過度の競争を防止することができるようにその組織を整備するなどの施策を講ずるものとする（一七条）などが定められている。

しかしながら、右の中小企業保護の施策は、国又は地方公共団体が講ずるものであって、事業関係者が代替して講ずべきものでないばかりか、それが前記の独占禁止法等が認めている法的価値に優越する場合に初めて、独占禁止法の罰則の適用にあたって違法性阻却事由の原由となる（下線は著者）ものである。そして、本件の談合は、中小企業を含む事業関係者全員が加わって競争制限を行ったものであって、中小企業の競争からの保護という側面もあったといえることができるが、水道メーターの入札価格を東京都の予定単価に近いものとする内容を内容としている点で、すでに独占禁止法の価値を侵害して国民の経済的利益に反する危険を内包し、これに優越する立場を主張し得るものでないことが明らかであるから、違法性阻却を認めることはできない。なお、東京都は、一3で認定したとおり、水道メーターの入札を業者の規模に応じて行うなどして各業者に受注実績に応じた受注の機会を与え、中小企業の保護を図りつつ、その枠内で中小企業同士の競争を促進することとし、もって独占禁止法との調和を図っている（下線は著者）のである。（東京高裁、平成9年12月24日判決）

判示2

原判決の認定によれば、水道メーターの販売等の事業を営む事業者二五社の各営業実務責任者らは、東京都が指名競争入札等の方法により発注する水道メーターの受注に関し、各社が従前の受注割合と利益を維持することを主要な目的とし、過去の受注実績を基に算出した比率を基本にして、幹事会社が入札ごとに決定して連絡する受注予定会社、受注予定価格のとおりを受注できるように入札等を行うことを合意したというのである。

このような本件合意の目的、内容等に徴すると、本件合意は、競争によって受注会社、受

注価格を決定するという指名競争入札等の機能を全く失わせるものである上、中小企業の事業活動の不利を補正するために本件当時の中小企業基本法、中小企業団体の組織に関する法律等により認められることのある諸方策とはかけ離れたものであることも明らかである（下線は著者）。したがって、本件合意は、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の目的（同法一条参照）に実質的に反しないと認められる例外的なものには当たらず、同法二条六項の定める「公共の利益に反して」の要件に当たるとした原判断は、正当である。（最高裁，平成12年9月25日決定）

6. 本論文の結論と今後の展望

経済行為における基本は交換（取引）である。個人間の取引には、必ずしも自分が意図したとおりの条件や（価値）判断で相手も交渉に応じるとは限らない。自分が正常な取引と考えていても、相手は当該取引が正常ではないと考える場合も多々ある。そこで有史以来、取引に一定のルールができ上がり、ルールに違反する場合には取引が無効になり、あるいは損害賠償を請求することも起こった。紀元前1700年代に古代バビロニアでできたとされる「ハンムラビ法典」には、具体的なルールが書かれていた。現代社会にも、これらのルールは法律体系として存在する。そして、経済行動が不法、あるいは違法であるかは、法律によって判断される。

現実の経済社会には、一般均衡理論で仮定する完全競争市場以外の市場形態も存在する。そして需要者と供給者の間の取引には、正常な取引行為だけではなく、不法や違法な取引があり、また取引費用もゼロではない。現実の経済社会は、厚生経済学の基本定理やコースの定理で仮定される理想型からは乖離している。そこで、効率と公正を実現する経済社会を理想型に近付けるための手段として、法の制定あるいは法律に裏付けされた競争政策の実施が必要となる（川濱（2024）参照）。

現実の経済社会を抽象化して説明する道具が経済モデルである。社会科学では、自然を分析する自然科学の方法論に付加して文化的な要素が必要であると主張したのが新カント学派西南ドイツ学派であるが、この学派の基礎概念として存在（Sein）と当為（Sollen）の間に「文化」があるとした。社会学者のウェーバーはこの学派の影響下で宗教的要素を取りあげた（ウェーバー（1904）参照）。

本論文では、「文化」の要素として「法」を明示化している。またここでは、特に一般均衡理論を基礎にしながら、マクロ経済学の誕生を考察した。そして、さらに完全競争市場をひとつの特殊ケースとする不完全競争市場についても考察した。

そこで、これからいくつかの別稿において考察する論点を展望する。初めに、一般均衡理論に対して検証すべきいくつかの基本的な仮説について述べよう。独占禁止法に係わる競争政策という法の切り口を新たに導入すると、仮説検定も単なる統計理論の応用という視点を超えて、政策

的な意義自体も考察の対象となる。それは仮説検定の結果が、政策に対する評価にも波及してくる。

完全競争市場の存在が現実の経済統計によって検証されるか否かは、法と経済学の実証分析にとって重要な論点となる。その理由は市場競争政策と直結するためである。そして「市場」は独占禁止法に規定されている「一定の取引分野」と密接に関連する。不完全競争の特殊型である完全競争がどのようなデータによって検証されるか、あるいは競争政策の有効性をどのようにして判断するかという問題となる。法と経済学の実証分析では、完全競争市場で仮定されている「価格受容性者（price taker）」と「財の同質性」に係わる現実データとの対応が重要となる。家計の消費者行動理論は、消費者は価格受容者として行動すると仮定しているが、この仮定は現実の消費者行動の実態とも一致する。それは一個人の財の購入量は市場全体の需要量に比べ小さいから、一個人の購買行動は市場価格には影響を及ぼさないというロジックである。したがって最終消費財市場においては、市場需要曲線は右下りであっても、個人需要曲線は市場価格の水準で需要量と平行になるといえる。一方、企業行動においては生産主体である企業数が限られていることもある。生産主体が1社の場合は独占、数社の場合には寡占と、企業の数によって分類される。しかし、生産者行動理論では生産者均衡は $MR = MC$ となり、企業数とは別の基準で不完全競争市場が規定される。そこでは個々の企業の他企業に対する推測変動の存在が不完全競争市場である理由となる。¹⁸⁾

マクロ経済政策として、財政政策と金融政策がある。ケインズ理論に依拠する名目変数の増加が実質変数の増加に繋がる有効需要政策が真実なのか、技術進歩などが実質の成長に繋がる（RBC 理論）ことが真実であるかを判定するだけのデータが蓄積されてきた。

経済モデルの政策的有効性を確かめる手段として、一般的な指標として、最低限の情報として成長率、失業率、インフレ率などの指標を同時に推定することが必要となろう。¹⁹⁾ここで展望したいくつかの問題点については、別稿で考察する。

参 考 文 献

Aiyoshi, Eitaro, Atsushi Maki and Takashi Okamoto (2011), "The robustness of a Nash equilibrium simulation model: Game-theoretic approach using variable metric projection method," *Mathematics and Computers in Simulation*, 81 (7), 1518-1526.

Allen, R. G. D. and A. L. Bowley (1935), *Family Expenditure: A Study of the Variation*, PS King & Son.

チェンバリン, E. H. (1933), 『独占的競争の理論』(青山秀夫訳, 至誠堂, 1976)。

クルーノー (1838), 『富の理論の数学的原理に関する研究』(中山一郎訳, 日本経済評論社, 1982)。

18) 不完全競争市場と完全競争市場の区別を考察する際には、個々の企業について、 $d \log Q / d \log q_i = 0$ ($i = 1, \dots, n$) が統計的に識別できるか否か、また、個々の企業の限界費用 (MC) 曲線を正確に測定し、均衡値である価格データと数量データによるチェックが可能であるかなど、テストの方法についての問題が生じる。

19) モデルの測定に関する計量経済学的な視点も展望のテーマのひとつである。Hall (1978) により、マクロ時系列に潜在する特徴が抽出された。具体的には、マクロ時系列では単位根が存在することがある。仮に、単位根が存在すると、無関係な変数間においてあたかも関係があると推定される。マクロ時系列に回帰分析を行った実証分析の多くは推定結果の信頼性について再検討を要するといわれる。

福岡正夫 (1979), 『一般均衡理論』, 創文社。

Gavil A., W. E. Kovacic, J. B. Baker and J. D. Wright (2017), *Antitrust Law in Perspective: Cases, Concepts and Problems in Competition Policy*, 3rd ed., St. Paul: Minn.

Hall, Robert (1978), "Stochastic implications of the life cycle-permanent income hypothesis: Theory and evidence," *Journal of Political Economy*, 86, 6, 971-987.

神取道宏 (2014), 『ミクロ経済学』, 日本評論社。

川濱昇 (2024), 『独占禁止法の基礎理論』, 有斐閣。

ケインズ, J. M. (1936), 『雇傭・利子及び貨幣の一般理論』(塩野谷九十九訳, 東洋経済新報社, 1941)。

Klein, L. R. (1950), *Economic Fluctuations in the United States 1921-1941*, NY: John Wiley.

クズネッツ (1964), 『近代経済成長の分析』(塩野谷祐一訳, 東洋経済新報社, 1968)。

Maki, Atsushi (2011), *Introduction to Estimating Economic Models*, Routledge.

牧厚志 (2022), 『談合・価格協定事件の経済分析』, 慶應義塾大学出版会。

Maki, Atsushi (2024), *Empirical Law and Economics*, Routledge.

Mankiw (2007), *Marcoeconomics*, New York: Worth Publisher.

村上政博 (1991), 『独占禁止法の日米比較 (上)』, 弘文堂。

村上政博 (1992), 『独占禁止法の日米比較 (下)』, 弘文堂。

Myrdal, G. (1969), *Objectivity in Social Research*, NY: Randon House. (丸尾訳 (1971), 『社会科学と価値判断』, 竹内書店)

奥野正寛・鈴木興太郎 (1985), 『ミクロ経済学 I』, 岩波書店。

奥野正寛・鈴木興太郎 (1988), 『ミクロ経済学 II』, 岩波書店。

ロビンス (1935), 『経済学の本質と意義』(中山一郎監訳, 辻六兵衛訳, 東洋経済新報社, 1957)。

ロビンソン, J. (1933), 『不完全競争の経済学』(加藤泰男訳, 文雅堂, 1956)。

Schumpeter, Josef A. (1954), *History of Economic Analysis*, George Allen & Unwin: London. (東畑精一訳, 『経済分析の歴史 1-7』, 岩波書店, 1960)

Singer, E. M. (1968), *Antitrust Economics: Selected legal cases and economic models*, Prentice Hall: NJ. (上野裕也, 岡井紀道共訳, 『反トラスト法と経済理論』, ペリかん社, 1971)

シュタッケルベルク, H. v. (1934), 「市場形態と均衡」(大和瀬達二, 上原一男訳, 『寡占論集』, 至誠堂, 1976)。

常木淳 (2015), 『法律家を目指す人のための経済学』, 岩波書店。

ウェーバー, マックス (1904), 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神 (上), (下)』(梶山勉, 大塚久雄訳, 岩波文庫, 1955)。